



事務連絡
平成 28 年 5 月 2 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

指定廃棄物の指定解除に伴う産業廃棄物管理票等の取扱いについて

中間処理産業廃棄物が指定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第 19 条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）に指定された場合等の産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に関する取扱いについては、「中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 18 日付け環産発第 1301183 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により通知されたところである。

今般、指定廃棄物の指定解除（指定廃棄物の指定を取り消すことをいう。以下同じ。）の要件や手続を整備するため、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 9 号）が本年 4 月 28 日に公布され、公布の日から施行されることとなり、また、当該改正を踏まえ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 28 年 4 月 28 日付け環産対発第 1604281 号・環産発第 1604281 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長及び指定廃棄物対策担当参事官通知）が通知されている。

これを踏まえ、指定解除後の廃棄物について、その適正処理を確保するため、指定解除に伴う管理票の取扱いを下記のとおり整理した。

貴職におかれては、下記の事項を参考に、指定廃棄物の指定解除に伴う管理票等の運用に留意いただきたい。

記

第 1 産業廃棄物が排出後処理されることなく指定廃棄物に指定された場合であって、当該廃棄物が指定解除された場合

産業廃棄物が排出時点で指定基準（廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137（事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第 1 条に規定する事故由来放射性物質をいう。））であるセシウム 134 及びセシウム 137 をいう。）についての放射能濃度の合計が 8,000Bq/kg) を超え、処理される前に指定廃棄物に指定された場合には、当該指定後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用を受けないことから、当該産業廃棄物について管理票は交付されていない。

指定解除後は、法の適用を受けることとなることから、排出事業者が指定解除後の当該産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、法第 12 条の 3 第 1 項に基づき、当該産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を交付する必要がある。

第 2 中間処理産業廃棄物の全て又は一部が指定廃棄物に指定された場合であって、当該中間処理産業廃棄物が指定解除された場合

中間処理産業廃棄物の全て又は一部が指定廃棄物に指定された場合であって、当該中間処理産業廃棄物が指定解除された場合には、法にのっとり当該中間処理産業廃棄物の処理を行うこととなる。一方で、法第 12 条の 3 第 10 項に基づく管理票に係る保存期間を経過したこと等により、中間処理業者に対して、法第 12 条の 3 第 5 項に基づく運用を求めることが困難である場合があると考えられる。

しかしながら、法の趣旨に鑑みれば、中間処理産業廃棄物の全て又は一部が指定廃棄物に指定された場合であって、当該中間処理産業廃棄物が指定解除された場合であっても、当該中間処理産業廃棄物の処理の流れを最後まで把握する必要があることから、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した場合における管理票の取扱いについては、以下のとおり運用されたい。

○中間処理業者の採るべき措置

1 中間処理産業廃棄物の処理を他人に委託した場合における中間処理業者の管理票の交付について

中間処理業者は、指定解除後の中間処理産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合には、法第 12 条の 3 第 1 項に基づき、当該中間処理産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を交付すること。

2 中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した場合における中間処理業者から排出事業者への管理票の写しの送付について

(1) 中間処理業者が法第 12 条の 3 第 5 項に基づく運用を行うことが可能である場合
中間処理業者が、当該中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第 12 条の 3 第 5 項に基づき、排出事業者に管理票の写しを送付すること。

(2) 中間処理業者が法第 12 条の 3 第 5 項に基づく運用が困難である場合

中間処理業者が、当該中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた場合において、法第 12 条の 3 第 10 項に基づく 5 年間の保存期間を経過したことにより、当該中間処理業者が、法第 12 条の 3 第 1 項の規定により交付された管理票又は第 3 項後段の規定により回付された管理票を既に保存していない場合など、法第 12 条の 3 第 5 項に基づく運用が困難である場合には、法第 12 条の 3 第 5 項の趣旨に鑑み、指定解除後の中間処理産業廃棄物に係る法第 12 条の 3 第 5 項に規定する最終処分終了の旨を記載した管理票の写しをコピーしたものを、排出事業者に送付することが望ましい。

○排出事業者の採るべき措置

指定解除後の中間処理産業廃棄物に関し、2 (1) については、法第 12 条の 3 第 6 項に基づき、中間処理業者から送付を受けた管理票の写しを 5 年間保存すること。また、2 (2) については、中間処理業者から送付を受けた管理票の写しをコピーしたものを、法第 12 条の 3 第 6 項の趣旨に鑑み、送付を受けた日から 5 年間保存することが望ましい。